

○平成三十年三月十六日 教育委員会決定

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十五条の二及び第七十九条並びに第七十九条の七に定める規定に基づき、品川区立学校の教育課程の編成における基準「品川区小中一貫教育要領」（平成二十二年四月二十八日教育委員会決定）の全部を次のように改正し、新たに「品川区立学校教育要領」（平成三十年三月十六日教育委員会決定）として、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第七学年以降の教育課程については、平成三十三年四月一日から施行する。平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における「品川区立学校教育要領」の必要な特例については、別に定める。

平成三十年三月十六日

品川区教育委員会教育長 中島 豊

品川区立学校教育要領

目次

前文

第1章 総則

第2章 各教科

第1節 国語

第2節 社会

第3節 算数／数学

第4節 理科

第5節 生活

第6節 音楽

第7節 図画工作／美術

第8節 家庭／技術・家庭

第9節 体育／保健体育

第10節 英語

第3章 市民科

第4章 特別支援学級・特別支援教室

第1節 各教科・市民科

第2節 自立活動

第3節 各教科等を合わせた指導

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

こうした理念を実質的に実現するためには、地域の特色に応じた教育を実施できるようにするとともに、義務教育9年間を一貫として捉える視点を欠かすことはできない。

そこで、本区では、学習指導要領に則りながら、一貫した教育課程を編成するための基準となる品川区立学校教育要領を定めるものとする。

なお、本教育要領では、地域の特性やこれまで独自に行ってきた教育の方向性を踏まえ、次のことを重点とする。

- 1 「知・徳・体」をバランスよく兼ね備えること。
- 2 困難に負けず生き抜く力をもつこと。
- 3 地域に愛着をもち、地域の一員として社会に貢献すること。
- 4 伝統と文化を尊重するとともに国際的な視野をもつこと。

また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童・生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して教育要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

児童・生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童・生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育の基礎の上に、高等学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、児童・生徒の学習の在

り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに品川区立学校教育要領を定める。

第1章 総 則

第1 義務教育における教育の基本と教育課程の役割

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童・生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童・生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童・生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

(1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童・生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童・生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

本区の学校における道徳教育は、市民科学習を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、市民科学習はもとより、各教科の特質に応じて、児童・生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

また、その指導に当たっては、社会の構成員としての役割を遂行し、確固たる自分を持ち、自らを社会的に有為な存在として意識しながら生きていくことを目標とした実学的な学習を通して行うこと。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童・生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に

関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育／保健体育科、家庭／技術・家庭科及び市民科の時間はもとより、各教科においてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

- 3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童・生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科及び市民科の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、児童・生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

- 4 各学校においては、児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

第2 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第3章市民科の目標との関連を図るものとする。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- (1) 各学校においては、児童・生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
- (2) 各学校においては、児童・生徒や学校、地域の実態及び児童・生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

3 教育課程の編成における共通的事項

- (1) 内容等の取扱い

ア 第2章に示す各教科及び第3章市民科の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、い

第1章 総則

ずれの学校においても取り扱わなければならない。

- イ 学校において特に必要がある場合には、第2章及び第3章に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章及び第3章に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童・生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章に示す各教科及び第3章市民科の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童・生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。
 - ウ 第2章に示す各教科及び第3章市民科の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
 - エ 第1学年から第6学年において、学年の内容を2学年まとめて示した教科の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を見学や学校、地域の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。
 - オ 学校において2以上の学年の児童・生徒で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。
 - カ 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう、第2章に示す各教科や、特に必要な教科を、第7学年から第9学年に選択教科として開設し生徒に履修させることができる。その場合にあっては、全ての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成し、生徒の負担加重となることのないようにしなければならない。また、特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。
 - キ 市民科学習を要として学校の教育活動全体を通じて行う本区の道徳教育の内容は、第3章市民科に示す内容とし、その実施に当たっては、第6に示す市民科における道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。なお、市民科学習は学習指導要領に示されている「**特別の教科 道徳**」を包括して扱うものとする。
- (2) 授業時数等の取扱い
- ア 各教科等の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童・生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。
 - イ 市民科の授業のうち、児童会・生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。
 - ウ 各学校の時間割については、次の事項を踏まえ適切に編成するものとする。
 - (7) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童・生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適

切に定めること。

(イ) 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、当該教科等を担当する教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任を持って行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。

(ウ) 給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること。

(エ) 各学校において、児童・生徒や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。

エ 市民科学習における学習活動により、市民科の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、市民科学習における学習活動をもって相当する市民科の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

オ 各教科等の授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、学校教育法施行規則に規定されている時数を踏まえ、別表に定める授業時数を標準とする。

(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

ア 各教科等の指導内容については、(1)のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

ウ 第1学年から第6学年において、学年の内容を2学年まとめて示した教科については、当該学年間を見通して、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。

エ 第1学年から第6学年において、児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達の段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、総合的・関連的な指導を進めること。

4 学校段階間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、第1学年及び第2学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び第3学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、第1学年当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接

続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

- (2) 小学校、中学校及び義務教育学校の各校種の特徴を生かしながらも、義務教育9年間を一貫として捉え、成果を円滑に接続し、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、児童・生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。また、高等学校学習指導要領を踏まえ、高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が可能となるよう工夫すること。

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、児童・生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

- (2) 第2の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童・生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(7)に示すとおり読書活動を充実すること。

- (3) 第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。あわせて、第1学年から第6学年においては、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。

ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動

イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

- (4) 児童・生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。

- (5) 児童・生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫す

ること。

- (6) 児童・生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童・生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童・生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

第4 児童・生徒の発達の支援

1 児童・生徒の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と児童・生徒との信頼関係及び児童・生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童・生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童・生徒の発達を支援すること。あわせて、学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。
- (2) 児童・生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童・生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生活指導の充実を図ること。
- (3) 児童・生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、市民科学学習を中心としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校のエデュケーション全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。
- (4) 児童・生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童・生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童・生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導

体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

2 特別な配慮を必要とする児童・生徒への指導

(1) 障害のある児童・生徒などへの指導

ア 障害のある児童・生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童・生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別的教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(7) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(4) 児童・生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童・生徒に対して、通級による指導を行い、特別的教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童・生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童・生徒への教育的支援を行うために、学校生活支援シートを作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童・生徒の実態を的確に把握し、個別指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童・生徒や通級による指導を受ける児童・生徒については、個々の児童・生徒の実態を的確に把握し、学校生活支援シートや個別指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

(2) 海外から帰国した児童・生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した児童・生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童・生徒については、個々の児童・生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

(3) 不登校児童・生徒への配慮

ア 不登校児童・生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童・生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- イ 相当の期間学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童・生徒を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童・生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえつつ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。その際、各学校の校区教育協働委員会が行う学校関係者評価も関連付け、社会に開かれた教育課程の実現に努めるものとする。なお、教育課程の実施に当たっては、学校支援地域本部を活用し、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携等を行い、効果的かつ持続可能な学校運営体制が整えられるようにするものとする。

イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、児童・生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動等については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校支援地域本部を活用するなど、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の小学校、中学校、義務教育学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児・児童・生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めること。

第6 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

- 1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育及び第3章市民科の目標を踏まえ、実学的な指導も含めた道徳教育の全体計画（以下、「市民科全体計画」とする。）を作成し、校長の方針の下に、市民科の推進を主に担当する教師（以下「市民科推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して実学的な指導も含めた道徳教育を展開すること。なお、市民科全体計画の作成に当たっては、児童・生徒や学校、地域の実態を考慮して、学校の市民科の重点目標を設定するとともに、市民科学習の指導方針、第3章市民科に示す内容との関連を踏まえた各教科における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。
- 2 各学校においては、児童・生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。
 - (1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。
 - (2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。
 - (3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。
 - (4) 第7学年から第9学年においては、第6学年までの指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること。
- 3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。
- 4 学校の市民科全体計画や市民科に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

別表 品川区立学校における標準授業時数

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	計	第7学年	第8学年	第9学年	計
国語	315	315	245	245	175	175	1470	140	140	105	385
社会	-	-	70	90	100	105	365	105	105	140	350
算数／数学	140	175	175	175	175	175	1015	140	105	140	385
理科	-	-	90	105	105	105	405	105	140	140	385
生活	105	105	-	-	-	-	210	-	-	-	-
音楽	70	70	60	60	50	50	360	45	35	35	115
図画工作／美術	70	70	60	60	50	50	360	45	35	35	115
家庭／技術・家庭	-	-	-	-	60	55	115	70	70	35	175
体育／保健体育	105	105	105	105	90	90	600	105	105	105	315
英語	35	35	35	35	70	70	350	140	140	140	420
市民科	85	85	140	140	140	140	660	120	140	140	400
総授業時数	925	960	980	1015	1015	1015	5910	1015	1015	1015	3045

備考

- 一 この表の授業時数は、第1学年を含めすべての学年において年間35週以上にわたって計画する。
- 二 この表の授業時数の一単位時間は、第1学年から第6学年までについては四十五分、第7学年から第9学年までについては五十分とする。
- 三 市民科の授業時数は、品川区立学校教育要領で定める「市民科学習」及び「一貫プラン」に充てるものとし、児童会・生徒会活動、クラブ活動及び学校行事の時数は、標準授業時数には含めない。